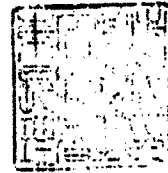


東広指第 7 号

平成18年4月27日

東広島市長職務代理者
東広島市助役 邑岡 昭二 様
(都市部都市整備課)

特定行政庁
東広島市長職務代理者
東広島市助役 邑岡 昭二
(都市部建築指導課)



建築基準法第3条第3項第3号の解釈について (通知)

このことについて、平成18年4月19日付け国住指第147号にて、別紙のとおり通知がありました。貴職においても、建築基準法の適用について、遺漏なきよう事務処理をお願いします。